



3/26 脇山校区社会福祉協議会が「福岡県ひとり暮らし高齢者等見守り活動知事表彰」を受賞しました。



4/6 「ナースアクション福岡」総会に参加し、看護職員の現状をお聞きしました。



4/9 県立早良高校の入学式に参加し、お祝いの言葉を述べました。



2024.6.17 一般質問しました!

児童の眼の疾患を早期発見・早期治療につなぐ取組について

後藤

3歳児健診の視力検査にて要精密検査となった後の眼科受診率は?受診率をあげるため、児童の眼の疾患を早期治療につなぐ取組の強化が必要と考えるが、今後の取組強化の方針は?

知事

一昨年度の3歳児健診視覚検査では、要精密となつた児童の眼科受診率は69.9%。

県では、市町村母子保健担当者を対象とした研修会等において、

- 要精密児の保護者に対して、チラシなどを用いて、視覚の発達や早期治療の重要性を説明
- 精密検査受診が可能な医療機関のリストの提示
- 未受診の保護者に対する手紙や電話による勧奨などの受診率が高い市町村の事例を紹介して、実施を促すこととしている。

新たに、今年度から、県が発行する母子健康手帳別冊や福岡県にここにこ家族づくりポータルサイト通称「にこぼ」などを活用して、早期に治療すれば視力が回復することなどを周知することとし、これらを通じ、受診率の向上に取り組んでいく。

「弱視」とは、視覚が発達する過程で何らかの原因で発達が妨げられた「視力の未発達」の状態で、約50人に1人程度と言われています。

視力が発達する時期にめがねを常用するなどの治療で多くの場合は、就学時までに視力が回復する、つまり、治療が可能であり、3歳児健診で発見し、小学校入学までに治療を行うことが非常に重要です。

これまでの本県の3歳児健診での視覚検査は、自宅で、保護者が絵指標を用いた1次検査をし、そこで再検査を判断した場合に、健診会場にて、絵指標を用いた2次検査をするというのが基本でした。

私自身も3度行いましたが、保護者の判断や絵指標では、検査の精密さに欠けると実感しており、多くの保護者からも同様の声を聞きました。また、弱視に気づかなかつた、と責任を感じる保護者もあり、3歳児健診の眼科検査の仕組みの変更が必要だと考えます。

そこで、弱視等の検出に有用な屈折検査機器の全県下への導入と、要精密となった子どもを確実に治療に繋げるための取組について、知事に聞きました。屈折検査機器の導入については、現在、54市町村において導入されており、残り6市町についても、今後、導入する意向が示されているとのことです。

子どもたちの目の疾患の発見の精度を高め、治療につなぎ、より多くの子どもたちの視力が回復するしくみづくりに今後も取り組んでまいります。

養育費の確保支援について

後藤

養育費の不払いへの対策として、どんなことを考えているのか、また、県が立替払い・回収を行うことなどを検討してはどうかと考えるが、知事の考えは?

知事

「ひとり親サポートセンター」では、専門の相談員が養育費の不払いや強制執行に係る手続きについての相談に応じているが、今年度から、相談者が安心してスムーズに手続きができるよう、裁判所への同行支援に取り組む。また、児童扶養手当を受給している方を対象に、公正証書等で取り決めた養育費の支払いが滞った際、保証会社が立替払いと相手方への督促を行う「養育費保証契約」の締結にかかる初回契約料を助成している。こうした取組により、ひとり親の方の養育費確保に係る負担軽減を図る。

全国のひとり親世帯の状況は、母子世帯119.5万世帯、父子世帯14.9万世帯で、ともに85%以上が働いているにもかかわらず、その平均年間収入は、母子272万円、父子518万円であり、母子世帯の収入が低いのが現状です。養育費を受け取る世帯については、母子93%、父子7%と、多くの世帯で、父親から母親に養育費が支払われており、その平均額は約5万円となっています。また、2021年の日本の子どもの相対的貧困率は11.5%なのに対し、ひとり親世帯の子どもの相対的貧困率は44.5%であり、ひとり親世帯の子どもの貧困が深刻な状況にあります。要因の1つには、男女の賃金格差に加え、養育費の不払いが挙げられます。

本県では、母子世帯で、養育費の取り決めをしている割合は53.2%であり、32%しか養育費を受け取れていません。子どもの貧困を防止するためにも、養育費をより多くの子どもたちが受け取れることが重要だという観点から、質問しました。

答弁にあった「養育費保証制度」は制度に課題があり、今後は、受け取れない側の負担にならない、そしてより多くの方が利用できるように、使いやすい幅広い制度設計への見直しを要望しました。

今年5月に改正された新しい民法では、約2年後から、養育費に関して、支払いが滞った際に他の債権に優先して強制執行ができる「先取特権」や、父母が養育費に関する取り決めをせずに離婚した場合でも養育費を請求できる「法定養育費制度」などが新設される予定です。自助的な日本の養育費制度の中でも前進の兆しが見えましたが、結局は、受け取れない方が、行動をしなければならない制度になっていることには、違ひありません。ぜひ国でも、改めて養育費の支払いの滞らない仕組みづくりを作っていただきたく、その点も要望しました。

これからも引き続き、取り組んでまいります。

質問内容の詳細については、後藤香織オフィシャルホームページ、または福岡県議会ホームページにて動画、検索ができますので、ぜひご覧ください。



いじめの認知件数や重大事態の件数が過去最多に

福岡県のいじめの認知件数は、2022年過去最多となりました。

1,000人あたりの認知件数(30.0件)は、全国平均(53.3件)と比較すると少なくなっていますが、いじめの認知件数が少ないということは、一概に良いともいえず、解消に向けた対策が何らかされることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあることが懸念されます。

また、子どもの生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いのある「いじめの重大事態」の件数も過去最多となり、そのうち約4割は学校がいじめと認知していなかったという結果が出ています。

学校だけでなく、子どもに関わる大人が一丸となって、見逃さない、適切な対応をする仕組みづくりが急務です。

●福岡県・いじめの認知件数・国公私立・政令指定都市含む

(文科省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
2022年	12,943	3,276	353	15	16,587
2021年	10,454	2,665	314	22	13,455
2020年	8,642	2,153	249	15	11,059

●いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

	重大事態が発生した学校数	「重大事態」発生件数	第1号「重大事態」発生件数	第2号「重大事態」発生件数
2022年	19	20	14	10
2021年	12	12	5	7
2020年	6	6	2	4

※同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

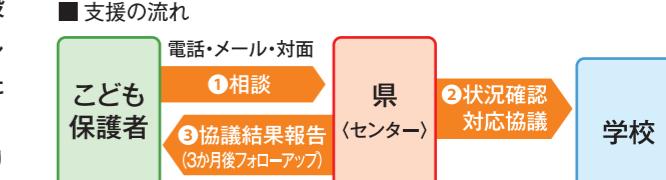
「福岡県いじめレスキューセンター」をぜひご利用ください

2023年11月から「福岡県いじめレスキューセンター」を開設し、学校外の立場から、いじめに悩むこどもや保護者を支援します。センターでは、相談だけでなく、いじめの解消に向けた学校との調整とその後のフォローアップまで行います。

ぜひ多くの児童生徒、保護者の方々に知つていただき、お困りの際には利用いただきたいです。

開設時間：日曜日～金曜日 10時～18時 ※祝日及び年末年始を除く
設置場所：吉塚合同庁舎6階（福岡市博多区吉塚本町13-50）

- (1) 電話相談 ☎ 092-645-2567
(2) メールでの相談 fukuoka.ijime@rescue-center.org

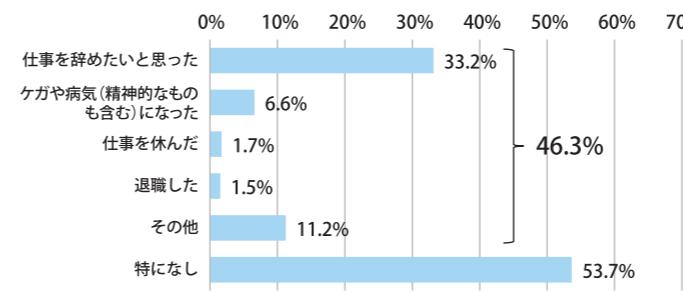


在宅医療・介護職員へのハラスメントが約4割

福岡県の調査では、これまでに利用者等からの暴力・ハラスメントを受けた経験の有無について、「ある」という回答が、38.5%であり、そのうち、「生命の危機を感じた」という回答が5.3%でした。

「ある」と回答した従事者のうち、暴力・ハラスメントにより病気になった、休職・退職するなどの「影響があった」という回答は6.3%で、そのうち、「仕事を辞めたいと思った」という回答が33.2%に及び、突出して多い現状でした。こういった深刻な状況を受け、福岡県では、在宅医療・介護に従事する方やその管理者からの相談に応じる相談窓口を開設しました。

■ 暴力・ハラスメントによりどんな影響があったか ※複数回答



※これまで利用者等からの暴力・ハラスメントを受けたことがある者のみが回答。

ハラスメント対策に詳しい相談員が対応し、必要に応じて弁護士相談も可能です。相談は無料です。利用者等からの暴力・ハラスメントに困っている方は、ぜひご相談ください。

福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター

- 開設日時 月曜日～金曜日 9時～19時
※土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く
- 相談方法 電話又はメール
- 主な相談内容(例示)
 - 利用者や家族等から暴力・ハラスメントの被害を受けた際の対応方法
 - ハラスメント予防策など
- 相談対象者
 - 県内の在宅医療・介護事業所に従事する方(管理者含む)
 - 県内在住で在宅医療・介護事業所に従事する方(同上)
 - 県内行政機関の職員

【電話相談】☎ 0120-111-309

【メール相談】申請はこちらから

